

# 「里親になる」 ということ

10月は「里親月間」です。

さまざまな事情で親と暮らすことができない子どもたちと新しい家庭を築くことができる「里親制度」。しかし、里親が不足しているのが現状です。

皆さんに里親制度への理解を深めていただくため、里親支援を行っている「養育家庭支援センターきらきら」と、町内の里親さんに話を伺いました。

## はじめに

全ての子どもは、愛情を受け、心身共に健やかに成長する権利を持っています。

里親制度は、子どものための制度です。近年は特に必要性が高い制度でありながら、まだまだ認知度が低く、里親さん不足などの理由により効果的に活用できない状況です。

里親月間である10月を機会にぜひ、子どもたちの未来につながる『里親制度』を知ってください。

## 里親制度とは

里親制度は、児童福祉法に基づいて、さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。里親には大きく分類して、「養子縁組里親」、「養育里親」、「親族里親」があります。養子縁組里親は、養子縁組を結ぶことが前提であり、子どもの養親になることを希望する里親です。

養育里親は、原則18歳未満の子どもを、家庭に戻るまでの間や自立するまでの間、養育する里親です。

そして親族里親は、子どもの両親が亡くなったたり病気で育てられない場合に、子どもの3親等の親族までなることができる里親です。

里親の活躍の“かたち”には、里親

さんそれぞれのライフスタイルに合わせ、さまざまな形があります。

## 今、里親が必要な理由

さまざまな理由により親と一緒に生活できない子どもたちは、心身にダメージを受けているケースも多く見受けられます。その影響から少しでも回復するためには、家庭的な環境で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係のもと、安心して暮らしていくことが必要なのです。

里親は、家族を基本とした一般家庭です。その中で子どもたちは、安心感・自己肯定感・基本的信頼感を育むことや、将来、家庭を築く上でのモデルとすることができやすくなります。また、社会性や人間関係を学び、生活技術の獲得にもつながります。

平成28年の児童福祉法改正においても、家庭養育優先が法律で定められました。

## 熊本県の現状

全国で約4万5千人、そして熊本県では約650人の子どもたちが、親の病気や経済的理由、虐待などにより、親と一緒に生活することができず、乳児院や児童養護施設、里親宅などで生活しています。

なお、熊本県の里親委託率は、